

合併基本合意書

*「合併覚書」というタイトルが使われることも多い。

*合併には、新設合併と吸収合併があるが、ここでは、一般的に使われる吸収合併のサンプルを紹介する。

株式会社 社（以下「甲」という）と株式会社 社（以下「乙」という）は、合併すること（以下「本件合併」という。）について、本件合併の最終の合併契約（以下「本件合併契約」という）の締結を目指して、以下の通り合意した。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条 （合併に際して発行する株式）

甲は、合併に際して普通株式 株を発行し、合併期日直前の最終の乙の株主名簿（以下「最終株主名簿」という）に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式 株の割合をもって割当交付する。

第3条 （増加すべき資本金及び準備金等）

甲において合併により増加する資本金、準備金、剰余金の額は、次の通りとする。

- ① 増加する資本金 円。
- ② 増加する資本準備金 円。
- ③ 増加する利益準備金 円。
- ④ 増加するその他利益剰余金 円

第4条 （合併交付金）

甲は、最終株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の株式1株につき金 円の合併交付金を合併登記完了後1カ月以内に支払う。

第5条 （従業員の処遇）

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第6条 （甲の役員と任期）

1. 甲の役員は別紙役員一覧表の通りとし、甲の合併承認総会で選任する。
2. 前項により新たに甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、合併後最初に開催される甲の定時株主総会までとする。

第7条 (役員退職慰労金)

甲及び乙の取締役又は監査役のうち、合併後の甲の取締役または監査役に選任されない者に対する退職慰労金は、所属していたそれぞれの会社の役員報酬基準により算出した金額を、甲の株主総会の承認を得て支給する。

第8条 (表明保証)

1. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が認識している自己の株主が別紙株主名簿の通りであり、名義株主が存在しないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的人物が存在しないことを表明し保証する。

*基準日により株主を確認できていないので、自己が認識している限りということとなる。

2. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないことを表明し、保証する。
3. 甲および乙は、互いに相手に対して、その従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないことを表明し、保証する。
4. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いことを表明し、保証する。
5. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等を侵害していないことを表明し、保証する。
6. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者から何らかのクレーム等を受けておらず、そのた、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを表明し、保証する。

*合併では、両会社が一体となるので、合併が成功する限り、本条違反により損害賠償の問題が発生することはない。損害賠償は、13条、または14条で、合併が不成功となったときである。

第9条 (調査の実施)

甲および乙は互いに、本件合併を遂行してよいかどうかの判断をするため、本合意書の締結後2ヶ月の期間内において、それぞれが選任する弁護士、公認会計士ならびにその他

のアドバイザー等が、相手に関する以下の事項を調査（以下「本件調査」とする）するものとし、相手は本件調査の実施が可能となるよう必要な協力をする。

- ①会計処理、財務内容、将来の収益見通しなど
- ②経営管理、営業活動、技術開発力、設備の保全・稼働状況など
- ③第三者との重要な契約関係、株式の帰属、不動産の利用・権利状況、労務関係、知財・著作権関係、係争事件の有無、汚染等の環境リスクなど、

第10条（条件の修正、契約解除）

1. 甲および乙が行う本件調査により、本件事業に関し、第8条の表明保証義務の重要な違反、及び新たな重要事情が発生した時には、甲乙協議のうえ合併の諸条件を変更することが出来る。
2. 前項の表明保証の重大な違反、または重要事情が回復困難で、甲乙間の信頼関係を維持できない時は、甲および乙は本合意書を解除できる。この場合は、解除の原因が一方の故意または重過失による時は、相手に対して損害賠償をする責に任ずる。ただし、その賠償額は、第3条の増加する資本、準備金、剰余金の合計額の20%を上限とする。

第11条（善管注意義務）

甲および乙は互いに、合併期日まで下記の事項を行わず、その財産状態ならびに損益状況が大幅に変化しないよう努めるものとする。ただし、甲社と乙が書面で合意するものについてはこの限りではない。

- ① 増減資、新株予約権の発行
- ② 新規借入、新規投融資、担保権の設定、
- ③ 重要財産の売却または購入、
- ④ 従業員の賃金・給与の水準の大幅な変更、
- ⑤ 重要な顧客との取引条件の変更、

第12条（誠実交渉義務と独占的交渉権）

1. 甲と乙は、本件合併に関して、本件合併契約を締結すべく誠実に努力するものとする。
2. 本日より合併期日までの間、甲と乙は第三者との間で、発行済株式の売却、増資の引受け、合併、株式交換、株式移転、経営権の変更などにつき、一切の情報交換、交渉、合意、契約を行わないものとする。

*様々な事情で、独占契約権が維持できないことがありうる。関係者の合意で、変更できる時は良いが、そうでないときは、後述の、住友信託銀行対旧UFJ事件の処理が参考になる。

第13条（秘密保持義務）

甲または乙が互いに相手に対して本合併準備のために差し入れた秘密保持契約は、本基合意書が発効後も、有効であることを確認する。

第14条（有効期限）

1. 本合意書は、平成 年 月 日までに合併契約締結に至らなかった場合、失効する。ただし、当事者間で、別個の契約がなされた場合は、それに従う。
2. 前項による失効に対して、故意または重過失による責任のある者は、損害を受けた相手に対して賠償する責に任ずる。ただし、その賠償額は、第3条の資本、準備金、剰余金の合計額の20%を上限とする。
3. 合併期日までの間において、天災地変、経済的激変その他の不可抗力事由により、甲又は乙の資産状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第15条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

第16条（適用法と管轄）

本合意書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。